

USPTO、意匠の代理人資格の制度創設に関する最終規則を公表

2023年11月22日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、福岡

USPTO は、11月16日付の官報¹で、意匠（デザイン特許）の代理人資格の制度の特許（実用特許）とは別に創設するための最終規則を公表した。最終規則は2024年1月2日に施行される。

現在、USPTO に対して特許関係手続を行う代理人は、実用特許・デザイン特許の区別なく USPTO が行う登録試験（いわゆる Patent Bar Exam）に合格した上で、USPTO に代理人として登録される必要がある。Patent Bar Exam の受験資格として、現在は工学、化学、物理学など、理工系の学士以上の学位取得や、理工系の科目習得などが求められている。

規則改正後は、新たにデザイン系の学士以上の学位²取得者にも受験資格が認められる。デザイン特許専用の試験は創設されず、現行の Patent Bar Exam がデザイン系の学位取得者にも適用される。

デザイン系の学位で受験して合格した場合には、デザイン特許に関する業務のみを行うことができる。

デザイン特許の代理人資格の制度創設については、USPTO が2022年10月に意見募集³を実施し、創設に賛成する意見が多数であったことから、2023年5月に規則改正案を公表⁴した。賛成の主な理由としては、デザイン特許の代理人の質・代表性（Representation）が高まること、代理人間の競争が促進され、デザイン特許の取得コストが下がること、出願人のニーズに合わせた経歴を持つ代理人が増えることなどが挙げられている。

USPTO の Vidal 長官は、「USPTO がデザイン特許出願を長年に渡り受理し続けていることは、産業と経済におけるデザイン保護の重要性を示している。Patent Bar Exam の受験資格を拡大することで、より多様な関係者の参加を促し、常に進化し続けるテクノロジーにも対応できる」と発言している。

（以上）

¹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-11-16/pdf/2023-25234.pdf>

² 工業デザイン、製品デザイン、建築、美術（fine/studio arts）、応用美術、グラフィックデザイン、美術教育など、意匠審査官の採用の要件とする学位と一致している。

³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2022/20221028.pdf

⁴ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2023/20230516.pdf